

観音寺市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年3月4日

観音寺市監査委員 大西保行
観音寺市監査委員 石山秀和

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

(観音寺市愛育会)

観音寺市監査委員

財政援助団体（観音寺市愛育会）監査の結果について

第1 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
健康福祉部 健康増進課	令和4年度及び令和5年度（令和4年4月1日から令和5年12月31日）に財政的援助として支出した出納その他の事務	令和6年2月2日から 同年3月1日まで
観音寺市愛育会	令和4年度及び令和5年度（令和4年4月1日から令和5年12月31日）の観音寺市から財政的援助に係る出納その他の事務	

第2 監査の方法

令和4年度及び令和5年度に執行した財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、補助目的に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施した。

監査にあたっては、当該団体及び所管課から関係書類の提出を求めるとともに、それぞれの担当者から説明を聴取して監査を実施した。

第3 監査対象団体の概要

1 設置目的

観音寺市愛育会は、観音寺市内における各地区愛育会が協議して関係団体等との連絡をはかり、愛育会事業及び母子保健、健康増進の普及を期することを目的としている。

2 事務局

観音寺市健康福祉部健康増進課内

3 組 織

愛育会の組織は、観音寺愛育会、粟井愛育会、柞田・木之郷愛育会、豊田愛育会、一ノ谷愛育会、常磐愛育会、高室愛育会、伊吹愛育会、大野原愛育会、豊浜愛育会、わかば愛育会を構成する会員をもってこれを組織し、それぞれ支部を置く。

4 役員等（令和5年度）

会長1名、副会長3名、書記3名、会計1名、会計監査2名、理事若干名

5 事業（規約で定めている事業）

同愛育会会則第4条のとおり

- (1) 各地区愛育会の育成指導と連絡調整
- (2) 愛育会活動の啓発普及
- (3) 母子保健事業
- (4) その他目的達成のために必要な事業

6 補助金の種類および金額

(所管課：健康福祉部健康増進課)

(単位：円)

補助金の名称	年 度	補助金の額		
		補助申請額	概算交付額	精算額
観音寺市愛育会事業補助	令和4年度	1,300,000	1,300,000	0
	令和5年度	1,300,000	1,300,000 (12/31現在)	

第4 監査の結果

補助金に係る所管部局および監査対象団体の出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されているが、一部について監査委員の意見を付する。

なお、所管部局および監査対象団体が、監査委員の意見について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第5 意見等

1 監査対象団体について

- 観音寺市愛育会は各地区愛育会へ補助金を出しているが、各地区愛育会の令和4年度の収支決算書については、コロナ禍のため計画どおりに事業がここ数年できていなかったため繰越金が多くなっている地区が多く見受けられる。他の収入がある中で補助金に充てられる対象事業、対象経費を明確にし、今年度はよく精査し、事業ができていないのであれば、返還することも視野に入れ指導をされたい。
- 各支部から提出された実績報告書について、証拠書類との照合等十分精査されたい。
- 補助金申請に添付する事業計画書の作成については、それぞれの事業の予算内訳も明記することが必要である。

- 総会は役員だけを持って構成されているが、本来全ての会員の出席を持って行うものであるため、あり方を検討されたい。
- 年度当初に必要な事業の経費を前年度支出しているが、基本的に運営費補助は当該年度で完了するものである。

2 所管部局について

- 当該団体への補助金は、定額渡し切りの形で支出されているが、申請時に市の補助金の対象経費にあたるかを明確化し、指導されたい。
- 補助金申請を受けた際は、実績報告書の対象の支出に関して証拠書類を十分精査し、補助金の交付を行うよう努められたい。